

平成28年度
事業計画書

社会福祉法人 神川町社会福祉協議会

1. 基本方針

超高齢社会を迎える今後の日本は、2025年に65歳以上の高齢者の人口が3,657万人と推計されており、65歳以上の占める割合が総人口の30.3%になります。また、75歳以上の高齢者においては2025年には2,000万人を超えると推計されており、超高齢社会を迎えるにあたり様々な制度改革が行われています。社会福祉分野においても、介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法が施行され、各種改革が進められています。

このような中、社会福祉を身近な地域の中で実現していくためには、地域において、住民が共に支え合い、助け合い、住み慣れた場所で自立した生活を送ることができる体制の整備が求められています。

社会福祉協議会では、「誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり」の実現のため、行政、民生委員・児童委員、ボランティア、関係団体、そして地域住民と連携・協働し、住民の福祉課題を把握することにより、地域に必要な福祉サービスの開発や小地域福祉活動の普及など、積極的な取り組みを進めていきます。

2. 重点目標

- I. 住民の理解による社協基盤の強化
- II. 住民の福祉活動参加促進と福祉事業の充実
- III. ボランティア活動支援と福祉教育の推進
- IV. 地域在宅福祉サービス事業の推進

3. 事業体系

【1】 経理区分

事業区分	拠点区分	サービス区分
社会福祉事業	地域福祉事業	(1) 法人運営事業
		(2) 地域福祉活動事業
		(3) ボランティアセンター事業
		(4) 共同募金配分金事業
		(5) 生活福祉資金・福祉資金貸付事業
	在宅福祉サービス事業	(1) 居宅介護支援事業
		(2) 訪問介護事業
		(3) デイサービス事業
		(4) 訪問入浴事業
		(5) 障害福祉サービス事業

【2】 重点目標とサービス区分別事業内容

I. 住民の理解による社協基盤の強化

(1) 法人運営事業

事業名	実施時期	内容
理事会・評議員会	5月、3月、臨時	事業計画、事業報告、予算、決算等の承認
監査会	4月	
社協会費	8月	①普通会費 1口300円 区長会の協力を得て募集を行い、事業財源の確保と町民サービスの充実を目指します。 ②賛助会費 1口1,000円 篤志家に協力依頼を行い、事業財源の確保に努めます。 ③法人会費 1口5,000円 町内の企業、店舗に協力依頼を行い、新たな事業財源の確保に努めます。
社協だより発行 (町補助事業)	年4回発行 (5・8・11・2月)	社協の広報誌として、町民、町内各施設、関係団体等に対して事業の紹介や活動の周知に努めます。

ホームページ制作 (町補助事業)	通年	インターネットによる情報提供、情報開示をします。
その他広報啓発活動 ★会費充当事業	通年	①パンフレット作成による啓発活動の充実を図ります。 ②小地域福祉活動やイベントでのPR活動を実施します。

Ⅱ. 住民の福祉活動参加促進と福祉事業の充実

(2) 地域福祉活動事業

事業名	実施時期	内容
地域支え合い推進事業 (町補助事業)	通年	地域で支え合い、助け合うコミュニティづくりを推進します。
介護支援ボランティア (町受託事業)	通年	介護予防の一環として、町内 65 歳以上を対象に、ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的に実施します。
日常生活自立支援事業 (県受託事業)	通年	判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行うことにより、地域で安心して生活を送ることができるよう支援します。
生活困窮者自立支援事業 (実施主体：県社協)	通年	生活困窮者(世帯)に対し、生活保護に至る前に、生活支援や就労支援等を実施し、課題が複雑化・深刻化する前に自立を促進します。
食料支援事業 ※フードバンク埼玉	通年	生活困窮者(世帯)に対し、食糧支援を行います。
彩の国あんしんセーフティネット ★会費充当事業	通年	埼玉県社会貢献基金へ拠出をするとともに、生活困窮者(世帯)への支援をする社会福祉施設(会員施設)と連携していきます。

結婚相談事業 (町受託事業)	通年	月1回(第1水曜日)相談所を開設します。また、近隣市町と連携し、婚活支援事業を開催します。
心配ごと相談事業 (町受託事業)	通年	月1回(第2水曜日)、人権相談と行政相談と同時に相談所を開設します。
金婚祝い写真贈呈事業 (町補助事業)	9月～3月	金婚を迎えるご夫婦に、お祝いとして写真撮影を行い、記念写真を贈呈します。
福祉機器貸出事業	通年	高齢者や障害者の方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、一時的に福祉機器の貸出をして支援します。 ①車いす ②福祉車両
日赤社資増強運動	5月	日本赤十字社の行う災害救護対策等の諸活動を支援するため、区長会の協力を得て、5月を社資増強運動月間として募集を実施します。

(4) 共同募金配分金事業

事業名	実施時期	内容
赤い羽根共同募金	10月～3月	区長会の協力を得て、地域の皆様からの募金を募集します。また、企業や学校等にも依頼するとともに、街頭募金や募金箱の設置等の運動を実施します。
赤い羽根共同募金配分金事業	通年	①地域福祉活動支援(サロン活動) ②障害者支援事業 ③高齢者支援事業
地域歳末たすけあい募金	12月	区長会の協力を得て、地域の皆様からの募金を募集します。また、篤志家の理解を得て、募金の確保に努めます。
地域歳末たすけあい募金配分金事業	12月	①歳末見舞金事業 ②地域福祉活動支援事業

(5) 生活福祉資金・福祉資金貸付事業

事業名	実施時期	内容
生活福祉資金貸付事業 (県受託事業)	通年	埼玉県社協が実施主体である貸付業務の受付業務を行います。
神川町福祉資金貸付事業 ★会費充当事業	通年	貸付を行うことにより、当該世帯の一時的な生活資金不足を解消し、経済的な自立及び生活意欲を促進して生活の安定を図ります。

Ⅲ. ボランティア活動支援と福祉教育の推進

(3) ボランティアセンター事業

事業名	実施時期	内容
ボランティアセンター 運営事業 ★会費充当事業	通年	①ボランティア団体との連携 ②ボランティア団体の助成 ③使用済み切手、インクカートリッジ、エコキャップ等の回収 ④ボランティア活動の情報提供 ⑤ボランティア活動保険の普及
ボランティア育成事業 ★会費充当事業	通年	①彩の国ボランティア体験プログラム事業への参加 ②災害ボランティアの募集・育成 ③共学支援事業の実施
福祉教育の推進 ★会費充当事業	通年	①小中学校における体験学習の支援 ②社会福祉活動協力校に対する支援

IV. 地域在宅福祉サービス事業の推進

神川町では、平成 28 年 1 月 31 日現在のデータで既に高齢化率 26.8%、つまり 4 人に 1 人が 65 歳以上の超高齢化社会の状態です。介護保険事業の利用状況では、第 1 号被保険者 551 人認定されており（平成 28 年 1 月分）、65 歳以上人口 3,754 人のうち 14.7%にあたります。

介護保険事業所では、要介護（要支援）と認定された方々に、現在の介護状態を維持又は軽減することを目的としたサービスを行います。

（1）居宅介護支援事業（神川町社会福祉協議会ケアプランセンター）

介護保険利用者の居宅サービス計画（要支援を除く。）を作成し、計画に基づいた在宅サービスの提供を確保するため、居宅介護支援事業を実施します。

（2）訪問介護事業（神川町訪問介護ステーション）

家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、身体清拭等を行う身体介護サービス、食事等の世話をする生活援助サービスを実施します。

（3）デイサービス事業（いこいの郷デイサービスセンター）

デイサービスセンターで、食事や入浴、機能訓練等のサービスを実施します。また、神川町身体障害者デイサービス事業を町から受託し実施します。

（4）訪問入浴事業（いこいの郷訪問入浴介護事業所）

家庭に訪問入浴車で浴槽を持ち込み、入浴の介護を実施します。

（5）障害福祉サービス事業（自立支援事業）

居宅介護等を利用する障害者（児）が、居宅において日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。（神川町訪問介護ステーション）